

岩手県告示第311号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成28年岩手県告示第696号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成29年4月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市、大船渡市、久慈市、釜石市、二戸市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村及び九戸郡洋野町
- 2 実施した期間 平成28年9月2日から平成29年2月28日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（防災対策地域水準測量作業）